

津山文化センター耐震補強及び大規模改修事業

公募型プロポーザル

募集要項

平成29年7月

津山市

目 次

第 1	はじめに.....	1
第 2	事業の概要.....	2
第 3	参加資格要件.....	5
第 4	募集及び選定の手続き等.....	8
第 5	審査及び選定に関する事項.....	12
第 6	その他の留意事項.....	14
別紙	1.....	16
別紙	2.....	17

第1 はじめに

津山市（以下「本市」という。）は、「津山文化センター耐震補強及び大規模改修事業」（以下「本事業」という。）について、DB（Design-Build 設計・施工一括発注）方式により実施することとした。

本募集要項は、本市が本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するにあたり、応募の方法等について規定しているものである。公募に参加しようとする応募者（以下「応募者」という。）は、本募集要項の内容を踏まえ、応募に必要な提出書類を提出すること。

なお、本市のホームページに公表する次の資料は本募集要項と一体の資料とし、これら全ての資料を含めて「募集要項等」と定義する。

1. 要求水準書

本市が事業者に要求する業務に係る具体的なサービス水準を示すもの。

2. 優先交渉権者選定基準

応募者の選定方法や応募者から提出された提案書類を評価する基準を示すもの。

3. 様式集

提出書類の作成に使用する様式を示すもの。

4. 工事請負契約書（案）

本市と事業者が締結する本事業に係る工事請負契約書の案を示すもの。

第2 事業の概要

1. 事業名称

津山文化センター耐震補強及び大規模改修事業

2. 公共施設等の管理者等の名称

津山市教育委員会

3. 本事業の目的

津山文化センターは、高度経済成長時代の昭和41年1月に建設、開館してから50年という長きにわたり、音楽、演劇、ミュージカル、歌舞伎、落語、舞踊など優れた舞台芸術を上演し、多くの人を魅了しながら、本市のみならず県北の文化活動の拠点施設として利用されてきた。しかしながら、建築してから50年が経過したため、施設は老朽化し、各所において修繕の必要が発生している。また、ホールに対するニーズの多様化により、舞台設備更新等の早急な対応が求められている。

そこで、本市では、「津山市文化施設検討懇談会」や「津山文化センター改修検討会議」において協議を重ね、大規模な改修工事を行うこととして、平成28年度に「津山文化センター整備方針」を策定した。

これまでの検討から、本事業においては、本市の文化の象徴であり続けられるデザインの継承や時代に適合した機能の拡張、安全安心な施設の整備等が求められている。

なお、事業実施にあたっては、整備にあたり効率的かつ効果的に民間の発想力と優れたノウハウを最大限活用できるDB方式によって事業を進める。

4. 基本方針

本事業における基本方針を以下に示す。

(1) 意匠の継承

建築家 川島甲士氏による優れた近代建築物の設計思想を尊重し、意匠を継承した内外装改修を行う。

(2) 耐震改修

構造躯体の耐震補強、耐震壁及び耐震スリットを新設し耐震性を確保する。
大ホール天井の意匠を保持した耐震化改修を行う。

(3) 低炭素化社会の実現に向けた改修

自然エネルギー利用、高効率の設備機器改修を行い環境負荷低減に配慮する。

(4) 長寿命化と安全性の確保

空調設備及び給排水管などの老朽化に対応した改修により建物の長寿命化を図る。
客席の更新や各室仕上げ材に難燃性、防火性のある内装材を採用することで安全性に配慮した内装改修とする。

(5) バリアフリー化と機能向上

エレベータ新設により車いす利用者等の利便性向上に配慮する。
施設利用者が使いやすいトイレ改修を行う。

舞台音響設備，舞台吊物機構の更新，及び前舞台昇降設備の新設による舞台機能向上を図る。

(6) 市民芸術活動の活性化とにぎわい創出

既存スペース，遊休スペースを含めた空間のリノベーションを図り，市民の交流とにぎわいの創出など，既存利用者に対する利便性の向上とともに新たな利用者の開拓につながるよう配慮する。

5. 事業の内容

(1) 事業方式

本事業は，DB方式により実施することで，責任の一元化，工期短縮及び工事品質の確保などを図るものである。

(2) 契約の形態

本市は，本施設の設計，建設及び関連する業務を一括で請け負わせるために，優先交渉権者を決定し，事業者として，本事業に係る建設工事請負契約を締結する。

(3) 事業期間

契約締結日（平成29年12月予定）から平成31年12月13日

(4) 事業者の業務範囲

事業者が実施する本事業の範囲は，次のとおりとする。

ア 設計業務

- ① 事前調査業務及び関連業務（建築物の設計・建設のために必要な敷地調査及び地質調査を含む。）
- ② 改修設計（大規模修繕及び増築含む）及びその関連業務に伴う各種申請等の業務

イ 建設業務

- ① 改修工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務

※なお本市は，事業者の各業務についてモニタリング及び工事監理を実施する。

(5) 見積上限額

¥1,708,000,000円（消費税額及び地方消費税額含む）

※本市は，建設工事請負契約に基づき本事業に係る業務対価を事業者に支払う。支払いにおける条件を次に示す。

表 各年度の支払限度割合

年度	支払割合
平成29年度	1割
平成30年度	3割
平成31年度	6割

(6) リスク管理方針

ア 基本的な考え方

本事業における施設整備の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的理由がある事項については、本市が責任を負うものとする。

イ リスク分担

予想されるリスク及び本市と事業者の責任分担は、原則として別紙1に定めるとおりとし、責任分担の具体的な内容については、建設工事請負契約に定める。

ウ 保険

工事に伴い、第三者に損害を及ぼした場合に生じた損害を負担するため、事業者は賠償責任保険に加入すること。また、不測かつ突発的な事故による損害を負担するために、建設工事保険に加入すること。

6. 法令等の遵守

本市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、建築基準法、地方自治法等の関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

第3 参加資格要件

1. 応募者の構成等

- (1) 応募者は、特定建設工事共同企業体（甲型）（以下「建設JV」という。）を結成して参加することとする。なお、共同企業体のすべての構成員の出資比率が、均等割の10分の6以上であること。（例：4者の場合、 $1/4 \times 6/10 = 15\%$ 以上）
- (2) 応募者は、次のとおり複数の企業で構成されるものとする。なお、建設企業が設計企業の参加資格要件を満たす場合は、建設企業が設計企業を兼ねることも可能とする。

表 構成員の種別

構成員の種別	
施設の設計を行う者（設計企業）	1者
施設の建設を行う者（建設企業）	3者

- (3) 応募者の代表者は、建設企業とし、全構成員中最大の出資者であること。
- (4) 応募者の構成員は本事業の実施に関して適切な役割を担うものとする。
- (5) 参加表明書の提出以降、応募者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行うものとする。
- (6) 応募者の構成員（参加表明書の提出以降、本市がやむを得ない事情と認めて変更により脱退した構成員、並びに参加資格を失った場合等により応募者から脱退した構成員を含む。）は、他の応募者の構成員になることはできない。

2. 各業務を行う者の要件

応募者は、次の(1)及び(2)の要件を満たす者とする。

(1) 設計企業の要件

設計企業は、次の要件を全て満たすこと。

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること（契約締結に係る委任先がある場合は、委任先が建築士事務所の登録を行っていること。）。
- イ 参加表明時点において、平成29年度の津山市指名業者（工事・コンサル・物品・役務）に登録されていること。ただし、登録されていない者についても参加表明時に登録に必要な書類を提出し登録資格を満たしている場合には、本要件として認めるものとする。
- ウ 参加表明書の提出期限日において、平成14年4月1日以降に完成した建築工事における、固定席で客席数500席以上を有する劇場の新築工事又は増築工事に係る実施設計業務（増築工事については、舞台及び客席の全面を増築したものとする。）を

元請で契約し、完了した実績を有すること。

エ 建設JVに出資すること。

(2) 建設企業の要件

建設企業は、次の要件を構成員で全て満たすこと。なお、ア及びイは施設の建設を行う者（建設企業）の全てが満たすこと。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号，以下「法」という。）に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

イ 参加表明時点において，津山市の指名業者（工事）に登録されていること。

ウ 建設企業のうち代表者（第1構成員），第2構成員及び第3構成員が次に示す要件をそれぞれ満たすこと。

表 代表者（第1構成員）の要件一覧

要件	代表者（第1構成員）
a. 総合評定値の点数	最新の経審における建築一式工事の総合評定値が1,400点以上であること。
b. 実績要件	参加表明書の提出期限日において，平成14年4月1日以降に，下記の内容を満たす建築物の建設業務を元請で契約し，完了した実績を有すること。なお，建設工事共同企業体の構成員としての実績は，出資比率が30%以上のものに限る。 【耐震改修補強を含む延べ面積が2,500㎡以上の公共施設の改修工事】
c. 配置予定技術者	・法に定める，建築一式工事に係る1級建築施工管理技士の資格を有する者又は一級建築士の資格を有する者を専任で配置できること。 ・法第26条第2項に該当する場合は監理技術者（監理技術者講習についても受講済みであること）の資格を有していること。

表 第2構成員の要件一覧

要件	構成員
a. 対象ランク	市内業者にあつては、建築一式工事の特Aランクであること。 (登録業者のランクは津山市契約監理室のホームページを参照のこと。) 市外業者にあつては、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①岡山県内に営業所を有し、最新の経審における建築一式工事の総合評定値が1,200点以上であること。 ②岡山県内に営業所を有し、津山市(合併前における加茂町、阿波村、勝北町、久米町も含む)と平成14年4月1日以降において、建設工事の請負契約を締結した実績を有し、最新の経営事項審査における建築一式工事の総合評定値が1,000点以上であること。
b. 配置予定技術者	法に定める、建築一式工事に係る1級建築施工管理技士の資格を有する者又は一級建築士の資格を有する者を専任で配置できること。※

※配置予定技術者の専任配置について、建設工事着手までは専任配置は求めないこととする。

表 第3構成員の要件一覧

要件	構成員
a. 地域要件	市内の業者であること。
b. 対象ランク	建築一式工事のAランク以上であること。 (登録業者のランクは津山市契約監理室のホームページを参照のこと。)
c. 配置予定技術者	法に定める、建築一式工事に係る1級建築施工管理技士の資格を有する者又は一級建築士の資格を有する者を専任で配置できること。※

※配置予定技術者の専任配置について、建設工事着手までは専任配置は求めないこととする。

3. 応募者の制限

次に該当する者は、応募者の構成員となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び津山市契約規則第2条第1項の規定に該当する者
- (2) 津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名留保期間中の者
- (3) 津山市暴力団排除条例第2条の規定に該当する者、又はその事業活動を支配する者
- (4) 代表者が同じ法人又は個人が、他の応募者の構成員となっている者
- (5) 本市が本事業に係るアドバイザー業務を委託しているパシフィックコンサルタンツ株式会社及びこの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。この場合において、「資本面において関連のある者」とは、当該企業の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

第4 募集及び選定の手続き等

1. スケジュール

事業者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

募集及び選定等のスケジュール（予定）は次のとおりとする。

表 スケジュール（予定）

日にち	項目
平成29年7月28日（金）	募集要項等の公表
平成29年7月28日（金） ～ 8月4日（金）	募集要項等に関する質問（第1回）の受付
平成29年8月15日（火）	募集要項等に関する質問回答（第1回）の公表
平成29年7月28日（金） ～ 8月18日（金）	参加表明書の受付
平成29年8月23日（水）	参加資格審査通知送付
平成29年8月23日（水） ～ 8月29日（火）	募集要項等に関する質問（第2回）の受付
平成29年9月8日（金）	募集要項等に関する質問回答（第2回）の公表
平成29年8月23日（水） ～ 9月27日（水）	提案書の受付
平成29年10月17日（火）	プレゼンテーション
平成29年10月下旬	優先交渉権者の決定
平成29年11月	建設工事請負契約の締結
平成29年12月	建設工事請負契約議案の提出

2. 具体的な手続き

(1) 募集要項等に関する質問（第1回）の受付

募集要項等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付日時 平成29年7月28日（金）午前9時から平成29年8月4日（金）午後5時まで

イ 提出先 津山市教育委員会文化課

ウ 提出方法 様式集の質問書（様式1）に内容を記入の上、津山市教育委員会文化課にFAXにより提出するものとする。なお、提出者は本市に、電話にて受領確認を行うこと。

FAX番号：0868-32-2147

(2) 募集要項等に関する質問（第1回）に対する回答

募集要項等に関する質問に対する回答書を平成29年8月15日（火）までに本市のホームページにおいて公表する。

(3) 参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出

ア 提出方法 提出期限までに、応募者の代表者が持参すること。郵送等による提出は認めない。

イ 提出場所 津山市教育委員会文化課

ウ 提出期限 平成29年8月18日（金）午後5時

エ 提出書類 次を提出すること。

（ア）参加表明書兼誓約書 1部（様式2）

（イ）参加資格審査申請書類 1部（様式3から様式5）

（ウ）参加資格審査申請書類の添付書類 1部

なお、平成29年度の津山市指名業者（工事・コンサル・物品・役務）に登録されていない応募者については、次の書類も合わせて提出すること。

（エ）直近年度の国税の納税証明書の写し（滞納がないことが確認できること。）

（オ）津山市発行の市税等納税証明書（発行日が平成29年4月1日以降証明分。津山市に課税がある場合のみ。滞納がないことが確認できること。）

（カ）商業登記簿謄本又はその写し

（キ）財務諸表の写し（直近決算のもの）

オ 結果通知 平成29年8月23日（水）までに書面により各申請者の代表者へ通知する。なお、本市は、参加表明及び参加資格審査の状況について公表しない。

カ 参加表明を行った者のうち参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を津山市教育委員会文化課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。なお、当該書面に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。

(4) 応募の辞退

参加資格を認められた応募者が応募を辞退する場合は、提案書類提出期限までに、応募辞退届（様式6）を津山市教育委員会に持参により提出すること。

(5) 募集要項等に関する質問（第2回）の受付

募集要項等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付日時 平成29年8月23日（水）午前9時から平成29年8月29日（火）午後5時まで

イ 提出先 津山市教育委員会文化課

ウ 提出方法 様式集の質問書（様式1）に内容を記入の上、津山市教育委員会文化課にFAXにより提出するものとする。なお、提出者は本市に、電話にて受領確認を行うこと。

FAX番号：0868-32-2147

(6) 募集要項等に関する質問（第2回）に対する回答

募集要項等に関する質問に対する回答書を平成29年9月8日（金）までに本市のホームページにおいて公表する。

(7) 提案書類の受付

ア 提出方法 提出期限までに、持参すること。郵送等による提出は認めない。

イ 提出先 津山市教育委員会文化課

ウ 提出期限 平成29年9月27日（水）午後3時

エ 提出書類

次の提案書類（見積価格書及び提案書）を提出すること。

（ア）見積価格書

見積価格書（様式7）及び設計・建設業務見積書（様式8）を封筒に入れ、密封し、応募者名を表記して1部提出する。なお、見積上限額の80%未満の場合には、「様式8設計・建設業務見積書」に積算根拠を添付すること。市は当該積算根拠について履行可能性を確認し、履行出来ないと判断した場合には失格とする場合がある。

（イ）提案書

提案書（様式9から様式12）については、次のとおりとし、正本1部、副本18部を提出する。

- a 正本については、様式9～様式12、副本については様式11及び12について、順に各ページの下に通し番号を振り、A4縦長左綴じでフラットファイルにより提出すること。なお、A3横長の様式については折込みの上綴じること。
- b 提案書は、各様式に定める提案枚数等に従い、特に指定のない限り文字サイズ10.5ポイントにて作成すること。ただし、図表に用いる文字はこの限りでない。なお、様式自体については、特に指定のない限り、枠等自由に記載することを可能とする。
- c 提案資料については、内容を記録したデータ（CD-R）1部（使用ソフト：Microsoft Word形式（Windows対応））を提出すること。
- d 提案書については、図表、絵及び写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。
- e 副本については、会社名等を記載しないものとし、参加資格審査を認められた者に通知する提案者グループ名を商号又は名称記載欄及び提案者グループ名記載欄に記載すること。また各構成企業についても番号等で示すこと。なお、下請け企業等については企業名を示すことを可とする。
- f 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。

(8) 現地見学の実施

応募を検討している者で現地見学の参加希望者に対して募集要項等の公表後に現地見学を次のとおり開催する。なお、現地見学での資料等の配布及び説明は行わず、原則、質疑等も受け付けないものとする。

ア 日時：平成29年8月3日（木）から9月22日（金）

イ 場所：津山文化センター

ウ 時間：午前9時～午後5時（ただし、正午から午後1時までは除く）の間

エ 参加申し込み

：現地見学の参加希望者は事前に、電話で津山市教育委員会文化課に申し込むものとする。本市は、申し込みを受けて、各申込者に対し現地見学の時間を指定し、連絡する。

TEL 0868-32-2121（津山市教育委員会生涯学習部文化課）

(8) ヒアリングの実施

提案書類を提出した企業について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
なお、詳細については、別途提案書類を提出した応募者の代表者に通知する。

(9) その他

本市が提示する資料及び回答書は、募集要項等と一体のものであるため、その内容も踏まえて、提案書類を作成すること。

第5 審査及び選定に関する事項

1. 審査及び選定方法

本事業は、津山文化センターの耐震補強及び大規模改修を適正なコストかつ、良質な工事として実施できる事業者の参加を広く募集するものである。事業者の選定にあたっては、透明性及び公平性の確保に十分留意して公募型プロポーザル方式で行う。

2. 審査委員会の設置

本市の職員により構成される津山文化センター耐震補強及び大規模改修事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、応募者から提出される提案書を評価し、優先交渉権者を選定する。選定基準の作成時及び提案書の評価にあたっては、アドバイザーに意見を聴いたうえで実施する。なお、審査委員会は、非公開とする。

3. 審査の手順及び方法

(1) 参加資格審査

本市は、応募者が参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を応募者に通知する。

(2) 提案書類及びプレゼンテーション審査

本市は、選定基準に従って、提案書類及びプレゼンテーション審査を行い、優先交渉権者を決定する。

ア 提案内容の基礎審査

本市は、提案書類に記載された内容が、優先交渉権者選定基準に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は、失格とする。

イ 提案内容の加点審査

本市は、提案書類に記載された内容及び企画提案について実施するプレゼンテーションについて、優先交渉権者選定基準に示す得点化基準に従って評価し、評価値の最も高い者を優先交渉権者として選定する。

ただし、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者によるくじ引きのうえ優先交渉権者を選定する。

(3) 審査事項

審査事項は優先交渉権者選定基準に示すとおりとする。

(4) 審査結果

審査結果は、本市のホームページにおいて公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

ア 優先交渉権者名（最優秀提案者以外の者は仮名で公表する）

イ 評価順位及び点数

ウ 見積金額

なお、企画提案者から提出された企画提案書については、津山市情報公開条例第7条第3号の規定（開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利害を害する恐れがあるもの）に基づき開示しないものとする。

また、応募者のうち優先交渉権者とならなかった者は、審査結果の公表後1週間以内

に書面を津山市教育委員会文化課に持参することにより,その理由について説明を求められることができる。なお,当該書面に対する回答は,説明を求めた者に対し,速やかに回答する。

第6 その他の留意事項

1. 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

2. 契約保証金

事業者は契約保証金を納付すること。保証金の額は、契約金額の10/100以上とする。

3. 応募の無効等

- (1) 応募者として必要な資格の無い者の行った応募は無効とする。
- (2) 応募者が明瞭でないもの又は提案価格の判読できないものは無効とする。
- (3) 応募者の記名押印のないもの又は住所の記載のないものは無効とする。
- (4) 参加資格確認後、応募結果の公表までの期間及び優先交渉権者決定後、建設工事請負契約締結までの期間に、応募者又は応募者の構成員が、第3に示した参加資格要件を欠くこととなった場合は、失格とする。
- (5) 審査委員等の関係者と不正な接触等を行ったものは失格とする。

4. 募集要項等の承諾

応募者は、提案書類の提出をもって、募集要項等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

5. その他の事項

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単価は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 参加資格審査申請書類及び提案書類は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 参加資格審査申請書類及び提案書類は返却しない。
- (4) 提出された書類は、審査に必要な範囲において複製することができるものとする。
- (5) 提出書類に含まれる著作物の著作権は本市には帰属しないが、公表、展示その他本市が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、本市はこれを無償で使用することができるものとする。
- (6) 配置予定の監理技術者又は主任技術者として承認を受けた者については、原則として変更は認めない。
- (7) 本事業は議決案件であることから、契約は議決の同意議決を得るまでの間、仮契約となる。手続等については優先交渉権者に本市から別途指示する。
- (8) 契約時に事業者は特定工事共同企業体を結成し、特定工事共同企業体協定書（別紙2）を提出すること。

6. 本市問い合わせ先

本公募における問い合わせ先は次のとおりとする。

津山市教育委員会文化課

〒708-8501 岡山県津山市山北520（東庁舎3階）

TEL : 0868-32-2121 FAX: 0868-32-2147

表 リスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	募集要項等リスク	募集要項等の誤り，内容の変更等	○	
	契約リスク	議会による不承認等	△※1	△※1
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
	第三者賠償リスク	調査・工事による騒音・振動・地盤沈下等によるもの		○
	住民問題リスク	本事業を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動	○	
		調査・工事に関わる住民反対運動		○
	事故の発生リスク	調査・建設段階での事故の発生		○
	環境保全リスク	設計・建設する上での環境の破壊		○
	設計・測量・地質調査の誤りリスク	本市が実施した設計・測量・地質調査部分	○	
		事業者が実施した設計・測量・地質調査部分		○
	事業の中止・延期に関するリスク	本市の指示	○	
事業者の事業放棄，破綻			○	
物価変動リスク	インフレ・デフレ	○	△※2	
不可抗力リスク	通常，予見できない範囲の天災・暴動等	○	△※2	
計画・設計	設計変更リスク	本市の提示条件・指示の不備，変更	○	
		事業者の指示・判断の不備		○
	応募コストリスク	応募の費用		○
建設	工事遅延・未完工リスク	本市の提示条件，指示の変更・不備による工事遅延・未完工による開業の遅延	○	
		本市の提示条件，事業者の行う事前の現地見学により合理的に推測できない不備等による工事遅延・未完工による開業の遅延	○	
		事前の現地見学不足による工事遅延・未完工による開業の遅延		○
		上記以外の工事遅延・未完工による開業の遅延		○
	工事費増大リスク	本市の提示条件，指示の変更・不備による工事費の増大	○	
		本市の提示条件，事業者の行う事前の現地見学により合理的に推測できない不備等による工事費の増大	○	
		事前の現地見学不足による工事費の増大		○
		上記以外の工事費の増大		○
性能リスク	要求水準不適合（施工不良を含む。）		○	
一般的損害リスク	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害		○	

○：主分担 △：従分担

※1：既に支出した費用を本市，事業者がそれぞれ負担する。

※2：一定の範囲について事業者が負担する。（具体的には，建設工事請負契約を参照のこと。）

特定工事共同企業体協定書

【※本様式については契約時に事業者が市に提出する様式とする。】

(目 的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 津山市発注に係る津山文化センター耐震補強及び大規模改修事業（当該
工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、「本事業」という。）の請負

(2) 前号に附帯する事業

(名 称)

第2条 当共同企業体は、.....特定建
設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を.....に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、平成.....年.....月.....日に成立し、建設工事の請負契約の
履行後12ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 本事業を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にか
かわらず、本事業に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

代 表 者 住 所

(第1構成員) 会 社 名

代表者名

第2構成員 住 所

会 社 名

代表者名

第3構成員 住 所
会 社 名
代表者名

設計企業 住 所
会 社 名
代表者名

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、.....を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、本事業に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、本事業について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

代 表 者 (.....) %
(第1構成員)
第2構成員 (.....) %
第3構成員 (.....) %
設計企業 (.....) %

2 金銭以外のものによる出資については、時価をしんしゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本事業の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、.....銀行とし、代表者の名義（共同企業体名を記入したもの。）により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、当該工事竣工後決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が本事業を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち本事業途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して本事業を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存

構成員が有している出資の割合により分割し，これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

- 4 脱退した構成員の出資金の返還は，決算の際行うものとする。ただし，決算の結果欠損金を生じた場合には，脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において，脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合には，前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても，当該工事につきかしがあったときは，各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については，運営委員会において定めるものとする。

.....と.....と.....とは，上記のとおり特定建設工事共同企業体協定を締結したので，その証拠としてこの協定書を5通作成し，各通に構成員が記名押印のうえ，1通は事後審査時に事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書とともに津山市へ提出し，残りの4通については各自所持するものとする。

平成.....年.....月.....日

代表者 住 所
(第1構成員) 会 社 名

代表者名 ⑩

第2構成員 住 所
会 社 名
代表者名 ⑩

第3構成員 住 所
会 社 名
代表者名 ⑩

設計企業 住 所
会 社 名
代表者名 ⑩